

第8回森林総合利用協議会 会議録

- 1 日 時：平成20年4月22日（火） 午前10時～午前11時30分
- 2 場 所：恩賜林記念館 特別会議室
- 3 出席者
(委員)：大久保栄治委員、金子正司委員（座長）、川手一郎委員、柴山聡委員、清水みどり委員、高村忠久委員、田中美津江委員、中込勝委員、野田岳志委員、平井信子委員、望月秀次郎委員

(事務局)：千野林務長、宮下次長、前山技監、杉村県有林課長、一瀬県有林課総括課長補佐（司会）、中田県有林課長補佐、渡辺県有林課長補佐、平賀副主幹、檜山主査、齋藤副主査、熊谷副主査
- 4 傍聴人等の数 6人
- 5 会議次第
(1) 開会
(2) 林務長あいさつ
(3) 議事
(4) 閉会
- 6 協議事項の概要
県有林の土地貸付について

座 長： 先ず、本日の会の進め方について事務局からお願いします。

県有林課長： 本日は、お忙しい中協議会に御出席いただきましてありがとうございます。それでは、本日の協議内容等について説明させていただきます。

先ず、一つ目として貸付借契約の情報公開を中心とした内容です。先ほど林務長の挨拶の中でも触れておりましたが、昨年12月及び今年2月の2回の協議会の中で委員の皆様から、一つ目の課題として貸し付けの基本的方針、貸し付けの方法、期間、二つ目として貸付賃料の算定方法、三つ目として貸し付けの公平性、透明性等について御意見をいただいたところであります。これらの御意見と2月の県議会での知事答弁を踏まえまして、県有林の貸し付けに関する今後の方針、対応策を取りまとめましたので、御報告いたしまして、それに対する御意見等をいただきたいと思っております。

二つ目として、県で作成致しました知事の付属機関等の会議についての公開や、会議結果について定めた指針、協議会に関する運営規程、傍聴要領についての報告をさせていただきます。

以上の二点について会議を進めていただきたいと思っております。事務局より資料に基づき詳しく説明させていただきますので、よろしくをお願いします。

座 長： 要旨の説明がありました。何か御質問ありますか。なければ、本日の協議に入りたいと思います。

先ほど事務局から説明がありました本日の課題は、一つ目として賃貸借契約の情報公開についてであります。二つ目として森林総合利用協議会運営規程、森林総合利用協議会傍聴要領の説明がなされます。

まず、一つ目の賃貸借契約の情報公開を中心に協議を進めていきたいと思っております。事務局から説明をお願いします。

課長 補佐： <資料に基づき説明>

座 長： 昨年の、2回にわたる協議会の協議の内容を、取り入れた形で、県の方針が出されたわけですが、今の説明の中で何か不明な点、もう一度確認しておきたい点がありましたら、お願いします。

委 員： この県有財産の情報公開は、恩賜県有財産だけを対象にしているのですか。県が独自に持っている県有地も含まれるのですか。

県有林課長： はい。森林環境部で所管している県有林の物件に対してのみの情報公開ということですね。

委 員： では、恩賜県有財産が対象だと考えていいわけですね。

県有林課長： そうです。

委 員： それともう一つ、2ページに貸し付けの基準がありますが、県有林の森林総合利用計画といった、この県有林というのも、恩賜県有財産と考えてよろしいのですか。

県有林課長： そうです。

委 員： わかりました。

座 長： これまでの議事録は委員の皆さんに届いていますか。

委 員： 届いています。

座 長： 民間企業に貸し付けている山中湖の県有地のことで、土地の評価額を県有地と民間と比較して、県有地が3分の1という記事についての協議があり、継続賃料の説明がなされたのですが、きちんとした説明をすれば、理解が得られるという話でした。

その時に、そういうところも、できたら公開したらどうかという意見もあったのですが、そういうものは、今回の公開の情報には入っていないのですか。民地と比較した上での賃料の出し方ですね。

県有林課長： 賃料の算定については、恩賜県有財産貸付料適正化調査の概要をホームページに掲載することになっています。今話がありました不動産の評価について3

分の1とかについては、その土地について適正評価する時に、どういう目的、どういう内容で評価しているかということだけで、比較の方までは今のところ考えておりません。

座長： なかなか一気に細かいところまでというわけにいかないと思いますが、記者の方から取材を受けた時に、職員がきちんと説明できるようにしておけば、違った考えにならないと思います。他に、何か御意見ありますか。

委員： 座長がおっしゃったように、事の発端は民間との比較の中でどうだということから始まって、協議会が開かれ、皆さんが意見を出して下さって、今回に至った訳です。こちらの方で意見を述べることはないのですが、質問された時に、基本的に、民有地と県有地でこれだけ何で違うのかということ、理解してもらうためにいろいろなことを皆さんそれぞれ頑張って、こんなようにまとまったということですから、また、おかしいんじゃないかというような報道のされ方だけは、避けて欲しいと思います。

県有林課長： わかりました。そのようなことにならないようにしていきたいと思います。

座長： 2ページが一番下の新規貸付の場合の1 ha以上、継続貸付の場合の5 ha以上ということでございますけど、これについて、皆さん御意見はありますか。

委員： 面積の点ではないのですが、この意見聴取について、質問よろしいでしょうか。

座長： はい。

委員： 先ず一点目が、協議会の意見に対して、県の方で拘束されるという趣旨ではない、ということによろしいですか。

県有林課長： はい。

委員： それと2点目は、新規の場合の意見聴取は、募集段階において協議会で意見を言う場面があるのか、それとも募集後の決定時点において、こちらで意見を言う場が設けられるのか。多分、規程上はどちらも可能なのですが、通常のスケジュールリングとしては、どちらをお考えですか。

県有林課長： 募集をし、応募を受けてからということにしたいと思っています。

委員： では、最終決定段階ということですね。

県有林課長： はい。

委員： わかりました。

座長： 一点目の御質問については、協議会の参考意見ということで、その意見に拘束されるものではないということですね。

県有林課長： そのとおりです。

座長： 貸付方法の一部見直しで募集期間は1ヶ月とありますが、この1ヶ月というのは、どんな考え方なんですか。

県有林課長： いきなり募集期間が1ヶ月というのではなくて、予め募集に対して貸地の情報等をホームページ上に掲載することにより、いつからいつまで募集しますという事前の公表をし、1ヶ月の応募期間をとれば、周知できるのではないかとということで設定しました。

座長： 今の説明ですと、八ヶ岳の学校寮と富士吉田の剣丸尾の2カ所ということですか。

県有林課長： その他に、以前に国民宿舎という形で貸しておりました広河原にある広河原ロッジ跡地や、本栖にある本栖ロッジ跡地というものがあります。今回、言葉で八ヶ岳の学校寮とか研修団地がありますという説明をさせていただきましたが、実際には、地名、所在地、地図といったものを、一緒に公開していきたいと考えています。

座長： そういう箇所を一挙に全部出して、応募期間を1ヶ月の間とするのですか。

委員： 座長さんがおっしゃったのは、多分、1ヶ月では短いのではないかとことだと思えます。というのは、昔からある制度で競売という、土地と建物を裁判所が処分する制度がありますが、競売物件で1ヶ月なんてというのは、とても短いという感じがします。もっと長く、大抵2ヶ月前ですから。多分、想定されるのは、借り方っていうのはいろいろあるんですが、会社で、寮とか、建築するには資金が必要ですので、それなりの資金提供してくれる取引銀行に相談したりとかすると、なかなか1ヶ月では時間が短すぎる。2ヶ月位おけば、申し込みたかったけれど、申し込みなかったという人はかなり少なくなり、より条件の良い応募者が出てくるような感じはします。やはり1ヶ月に短くする必要はないのかなという気はします。

座長： 現地を見て自分のところ計画とすり合わせていると、手を挙げるのに時間がかかるのではないかと思います。

委員： 今、課長が言ったように、先ず事前に公表するというのであれば、その期間も含めて応募期間とした方がわかりやすいと思います。事前にこういう所がありますよと公表してから、1ヶ月間募集しますよとするよりは、先ほど委員がおっしゃったように募集期間を長く取っておいて、2ヶ月なら2ヶ月、3ヶ月なら3ヶ月募集しますと出した方が受け取る側はわかりやすいと思います。

県有林課長： そのあたりは、委員さんの意見を参考にして、検討事項とさせていただきたいと思います。

座 長： 他に何かありますか。

委 員： 貸し付け方法の一部見直しの定義の中で、未利用地というのは貸付地返還地とありますが、新たな未利用地というのは出てこないのですか。

県有林課長： 前提として既に貸し付けて、それが返還された所を未利用地ということにしております。さらに、全く別の場所となると森林の活用上、施設のなものを建設できるかどうかの判断は、別の基準によりいろいろと判断しなければいけないので、新たな貸付地については考えておりません。一旦貸し付けた返還地についての募集を考えています。

委 員： 県有林の貸し付けというのは、現在貸し付けている土地が最大値という理解でよいのですか。

県有林課長： そうです。ただ県の総合計画や市町村の総合計画といったものが前提となった場合は、別の考え方をすることになるかと思えます。

委 員： 先ほどの契約方法の話の中で、立地条件によって募集方法、契約方法が変わるということですが、既存の施設がある場合は、その施設に目的に合ったものを募集して、それでも応募がない場合は、他の目的にも転換していくということですが、最初の目的と違う目的が混在するような所も出てくるということですか。

県有林課長： 学校寮については、学校の研修施設や市町村の教育施設ということで、それ以外の使い方はしません。

富士河口湖町にある研修団地については、研修団地と言っていますが、具体的に使用の制限がはっきりしておりませんので、民間事業者に対しては、貸し付けが可能な5つの条件が設定されていますが、その条件に合えば使用も可能と考えております。

座 長： 前回の協議会でもありましたが、県有林は森林法や自然公園法といった法の網がほとんどかかっております。県有林を使う場合は、先ずそこをクリアしていかなければならず、例えば、保安林であれば手続きをして、保安林の解除しなければそこを使えない。そういった一段階があり、そちらをクリアして初めて貸し付けができます。

今ここで言っているのは、法の網が被っている場所なんです。返還された場合、基本的には森林に戻す訳なんです。森林に戻さずに貸地のままの状態にしています。新たな場所を探しても、実際問題としてなかなかありません。

委 員： 長期計画に位置付けられていて、保安林を解除できるものは、公共性を持った大型のものでないと難しいということですか。

- 座 長： 以前の利用協議会で、どういうものを新しく使うのかを決めてあります。6 2年のリゾート法で、ああいう形での開発はやたらできません。
- 委 員： 透明性という面では、情報公開は大変良いと思いますが、公平性と言う点で、最初の流れの中で問題になったのは、価格の問題と契約の問題で、新規契約はいいとしても継続契約については、一般の人が見た場合、少しわかりにくいと思います。
今言われた募集期間の問題もあるわけですが、その辺を再度確認してもらいたい。今回この協議会を開いて、これで県民の皆さんが納得するかどうかという感じが少ししました。
- 県有林課長： 2回協議会を開き御意見をいただいた中で、こういう形で公開していけば県民の皆さんに納得いただけるのかなと考えています。当然、公表によって疑義等が生じた場合には、それに対する情報開示も可能ですので、どなたでも見られるという形で公表していくということにいたしました。
- 座 長： これまで2回の協議会の中では、県有地といえども一旦貸し付けると、民・民の貸し付けと同じで、民法、借地法等の中で保護され、正当な事由がない限り契約更新を拒否できないということで、実際にそういうことだと思えます。
継続貸付で、面積5 ha以上のものについては、この協議会で、会社の方針が変わったかとか財務内容はどうかとか県のその地域の方針が変更した場合のすり合わせをどうするのか等を議すことを提案されています。
- 委 員： その見解は、民法等の解釈でわかるのですが、あのように新聞報道されるとわかりづらい面が出てくるわけで、今回の公表の中で解決するのは無理でしょうか。
- 座 長： 先ほど説明があったように取材された時に、説明していくことが必要です。その説明を公開できるのか、何か良い方法があれば良いと思いますが。
- 委 員： 値段が安いが高いかとか、他に貸さなければおかしいじゃないかというのは、あくまでも、流動する動産類なら納得できますが、動かない財産の不動産について簡単に高いの、安いのという理論は、それとは違うんだということを知り、理解してもらえないと思います。
- 委 員： それをどうやって説明するかだと思います。わかりやすく県民にどう周知していくのがいいのか難しいところです。
- 座 長： なかなか一気に解決できないと思います。まずはこんな形で情報公開していくということで、取材をされた時にきちんと説明していくしかない。後は追々良い公開の方法を検討してもらえない。
- 委 員： 継続契約が長いとそういう誤解を招いてしまうから結局つらいですね、こ

ういう面は。法的に違反をしているわけではないですから。その辺がさっと県民にも分かる方法は、検討していくしかないですね。

県有林課長： 4ページ、5ページに公開をしていく様式を載せておまして、ここで2つ目のところに、当初契約の年月日を入れております。その右に現契約の始めと終わりを記載するのですが、中には平成20年4月1日からという場合も出てくるものですから、こういうところに新しく貸し付けが出来るのかという疑問に答える形で、当初の契約の年月日がいつかというのも載せております。その中で、例えば11番目で恩賜林保護組合の中で、明治42年に当初貸し付けというものが記載されていますが、こういう古いものについて契約をしているんだと、新しいもの、古いもの、いわゆる何十年も貸しているのではないかという疑問もむしろ出てくるということで、それに対して問い合わせ等があるかと思しますので、公表したことで、それに対してまた、お答えも出来るのではないかと思います。

委員： 例えば目的が県の方に先にある訳ですよ。この用地はこういうことで貸し付けるんだという目的ごとの、例えば一覧を羅列するのではなくて、ここについてはこういう目的で貸し出していますと、それに従って今ここが有りますというような情報公開の仕方であれば、ある程度目的がわかって、そこに適しているかどうかということも見えるような気がするんですけど、この分け方はそういう目的別の区分の仕方ということは可能でしょうか。

県有林課長： 主な使用区分という形で、右から4つ目の所に例えば建物に使われているとか記載しています。

委員： そうではなくて、県がこの土地は、例えば、学校の教育の場にしたいんだとか、ここはリゾート地としての開発、いわゆる経済的な効果みたいなものが高くてとか目的があると思います。そういった目的の区分のことで、現在使われている使用区分のことでありません。

そうすると、この区分と一致するのかもしれませんが、何か一言、県ではこういうためにここを貸し付けていますという一行でも二行でも説明があるといいのではないのでしょうか。活用しているのですから、県の目的と一致するはずだと思いますが、そういうものがあれば、私達素人でも県の方針に従って、ここが貸し付けられているんだなということがわかるのではないかと思います。

委員： 森林活用計画を公表する中で、ここについては、こういう地域、ああいう地域だということをオープンにすればいいのではないのでしょうか。市街化調整区域とか市街化区域というようにすれば、より分かり易いのではないのでしょうか。

委員： それぞれの所は他のところがいくらでということが、今度はわかる訳ですよ。今までは当然分からなかった訳ですよ。そうすると、面積と年間賃料だけから比較していくと、俺のところは高い安いといった問題が出てくる可能性も、実はあるじゃないかと思うのですけれども、例えば雑用地は雑用

地で一つの基準があって、話があった時にはこうですというような説明は出来るのですか。それは場所や面積によっても違って一概に言えないと思いますが、基本的なそういうものはあるのですか。

県有林課長： 賃料については、3年ごとに適正化調査をやっておりますので、それぞれについて説明は出来ます。

委員： 賃料の関係で、この表だと一般の方はたぶん、契約期間中ずっと年間賃料は同じ金額であるという錯覚をしたいと思います。せっかく3年で見直している訳ですから、見直し前、前回、前々回位と併せて横でも縦でもいいですけど、載せられるようにすれば、例えば地価の値上がり値下がりにもみんな敏感ですから、世間が値上がりしているのに、ここだけ据え置かれているのはおかしいとか、あるいは逆もあると思いますので、その辺は、見直しをきちんとしているんですよというところが一覧の中で明確になった方が、理解は得やすいと思います。

座長： 貸し付けする時、いろいろ条件があって、恩賜県有財産管理条例の中でも県の長期計画に位置付けられた所は、貸せるようになっていますね。その時の当初計画がどういう計画であったのかということ、例えば別荘地なのかゴルフ場なのか、学校寮用地なのか、何か委員から出た意見の趣旨を入れて、うまい区分ができるかを検討してみてください。

県有林課長： はい。

座長： それと賃料ですね。3年ごとに改定してますので、そういうことが可能なかどうか。

委員： ホームページに出ることは、皆さんの御意見の中で、さっそく動くと思いますし、それはいいと思います。県土の80%以上が森林であるということであれば、有効利用という意味合いの中で新しい形の何か、こういう所があってこうだという所が、つまり、県がこういう施策もあって、目的もあったりするから、有効利用の意味合いで新しい形で出来ればと思いますが、いかがでしょうか。

県有林課長： 色々な利用面があるのですけれど、県有林そのものが県土の保全とか、水資源のかん養とか公益的な目的、木材資源の充実という形で活用しているところであり、こういった研修施設とかレクリエーション施設といった形の使い方については、利用区分の中で保健休養地という区分で利用を決めています。

地形的にも景観的にもこういう所にこういう施設をつくれればいいのになという立案的な見方もありますけど、開発については、あえて厳しい基準の中で県としては考えており、ここで新たな利用箇所をあげるということは困難です。

座長： 県の他の部局が出した施策との中で良くすり合わせをしていただいて、必

要な所については可能かどうか検討していただきたいと思います。もう少し、県有林を利用できないかという御意見ですがいかがですか。

林 務 長： 基本的には、県有地の利用ということであれば、地域振興を図るということと、県民福祉に寄与するという大前提があります。当然の事ながら林務サイドとすれば、多少なりともディフェンシブになる部分もあるわけですが、地域振興というお題目があれば、協力することにやぶさかではないという気持ちではあります。

座 長： 貸し付けに当たっては、水の問題等調査し、少なくともそのことによって地下水が汚染されたり、環境が汚染していくことのないようにという意見も出ています。この点を加味していただきたい。

他に特に意見がないようですので、次に森林総合利用協議会運用規程、森林総合利用協議会傍聴要領について事務局から説明をお願いします。

課長 補佐： <資料に基づき説明>

座 長： この1回目から公開でやってきておりますね。今までやってきたことを整理されたということですね。何か御意見ありますでしょうか。

委 員： 傍聴者にどのように周知されているのですか。こういう会議があることをいつ位前から周知していますか。

県有林課長： ホームページにより1週間前です。

委 員： ホームページですか。そのことは傍聴要領に記載しなくていいんですか。

県有林課長： その1週間前ということですか。

委 員： はい。もうひとつ、もし傍聴を希望する方はというような内容を載せておいてもおかしくはないと思うんですが。

課長 補佐： それは、これを作成する基になりました県全体の審議会等の、会議の公開等に関する指針というものに載っております。

委 員： わかりました。

座 長： 何か、御意見ありますか。

委 員： 貸し付けに当たっての、意見徴取の場合、協議会は基本的に非公開の方向なんですか。

県有林課長： 1ページの第8条に、会議の非公開というものがありますが、会議の内容によって座長に決めていただくという形になると思います。

座 長： 5 ha以上の継続の貸し付けについてですが、植樹用貸地については、皆5 ha以上だと思うのですがいかがでしょうか。

課長 補佐： それについては、お手元の資料に但し書きがあり、民間事業者が森林を森林以外の用途に利用する場合はということですので、森林を森林としてそのまま使う場合は、対象とはなりません。

座 長： 民間ではあんまりないですね。

委 員： 皆さんに共通の理解を持ってもらった方がいいかと思うのですが、恩賜林保護財産区あるいは恩賜林保護組合等といった、県有林をできるだけ管理しているのは、地元の地域団体というか集落の集合体が多いですよ。こういうものができた経緯を理解していただかないと、貸付料が異様に安いではないですか。例えば甲府市高町の荒川端外四山恩賜林保護財産区ですが、面積が1.43 haで、年間1,716円です。これは、ほとんど無償でボランティアをしてるような金額です。植樹によって県土を保全すると、河川の保全にもなるわけですし、こういう経緯を県民は知らないと思います。こういった経緯も理解されれば、高い、安いという意味がだんだんわかんかと思いません。もっとオリエンテーションをすればいいのではないかと思います。

座 長： 県有林が形成された段階から大雑把でいいですからここで説明をしていただけますでしょうか。

委 員： ここではよろしいのではないですかね。皆さんの意見を踏まえて、今後の検討課題にしてもらえばいいのではないのでしょうか。いわば、情報公開はこれでいいということです。この場でこれだけ意見が出るのですから、一般に公開されるとかなり意見が出てくるでしょうね。それだけ情報公開の目的も達せられたということになるのではないのでしょうか。

座 長： 元々、県に御下賜された皇室の山は、入会御料地ということですね。入会というところから入ってきますので、団体の名称はいくつかあるんですけども、まだ時間がちょっとあるようだから説明していただけますか。

技 監： 先ほどから意見があった表を目的別にということですが、たぶんここに植樹用貸地とありますのは、当初の契約年月日を見ていただければ、明治から始まっているものがありますように、基本的に恩賜林が始まった経緯と深く係わった植樹用の貸地とか地元の財産区の方への縁故的な貸し出しというのが最初にあったかと思えます。

たぶん、山中湖の別荘以来問題になっていますのは、いわゆる開発を伴うことについての問題意識が、他の民間の開発と比べてのことだと思いますが、基本的には、明治44年に御下賜されてから、昭和30年代までは、基本的に、森林を森林として使うということが、ほとんど全ての森林の使い方であったわけです。

スバルラインが昭和39年に開通していますけれども、昭和30年代の高度経済成長以来、山では拡大造林というものが始まりまして、昭和40年に

木材の輸入自由化ということで、ひとつの転機を迎えるわけです。

それ以降、林業としてなりたない部分に関して、地元の方々には土地をうまく活用して、地域振興に繋げていきたいという思いが出てくる中で、県有林は昭和48年に、土地利用区分というものを設けまして、国土保全したり、水源を涵養したり、保健休養に使ったり、風致保存をしたり、徹底的に保護したりといった主体区分という言い方を後でしていますが、5つに分けたわけです。

その後、土地の使い方については、恩賜県有財産管理条例の前身となる規則が明治44年にできて以来、それ1本でやってきたわけですが、それは土地を使うということを前提としておりませんでしたので、昭和48年に10年間かけて恩賜県有財産土地利用条例ができていますけれども、恩賜林には、2つの基本的な条例があります。

ですから、この4ページ、5ページの表にあるものは、従来の県有林の貸地と、新しい形の貸地が混在していて、後からの貸地が適正に行われているのかが問題になってきているのだろうなと思っております。

昭和48年の土地利用区分の後、県有林がそれまでその地域ごとに山の施業の仕方を決めていたのを、昭和51年に、全県1本にして、県有林の経営計画を作り始めておりまして、そういう形の中で5年に1度、管理計画を作っておりますので、土地の活用ということであれば、5年に1回管理計画を作る時に、当然、地元保護団体、財産区に意見を伺いますし、市町村にも意見を伺いますので、先ほど座長さんの方から、庁内的な整理ということがあったかと思いますが、そういうことをやはり、5年に1度ということではなく、随時でもいいわけで、そういう基本的なところを押さえながら、土地利用条例に関係するような開発がらみの使い方の部分については、今回のような協議会で議していただいたり、ホームページで公開してオープンにしていくことが求められてきております。

そういう中で、公開することで、リアクションがあれば、それに対する説明を順次していくということになるのではないかと思います。ただ、貸地自体は、県有林15万8千haの中でほんの一部ですから、私どもとすれば、土地をどのように活用しているのかということをおオープンにする中で、残りの県有林についても、先ほど水の話がありましたけれども、そういう部分をどういう風にうまく、県民福祉の向上や健康増進のために活用していけるのかを含めて、これをうまく使えばよいのではないかなと思っております。

座長： 最初の会議の時に、恩賜県有財産管理条例、恩賜県有財産土地利用条例、基金条例といった資料が配付されています。管理条例の中の第1条で、「この条例で恩賜県有財産とは、明治44年3月31日特別御下賜の御料地をいう。」とありまして、第4条で、「従来全部又は一部が草木の払い下げを受けた慣行のある市町村は、恩賜県有財産中部分林を設定しない部分に対し、次の事項について保護の責任を負わなければならない。」とありますが、保護団体というものは、それぞれの県有林に入会の関係がありまして、例えば、火災予防及び消防とか、盗伐、誤伐等いろいろあるのですが、この書いてあるとおり義務をもっていて、これに対して、条例の中では、立木を払い下げた場合は、25%を交付金として払うとありまして、土地利用条例の中では、賃料の25%を払うというきまりがあります。これはあくまでも入会があっ

たという前提で考えられています。この間も吉田の火入れがありました、この入会の確認をする意味合いで火入れをしているということです。明治44年に御下賜された県有林について、全てそういう状況になっています。地元のそういう団体と県とが一緒になって山を守っていくという歴史があります。

入会というのは、県有林の山にAという集落の人が入って採ったり、Cという集落の人が入って採ったりという習慣が今も続いてきているとうわけです。それぞれに保護団体というような形で、保護組合といったものを作ったわけです。

その後基金で買い上げた県有林はたくさんあるのですが、それも含めて恩賜県有財産という扱いでやっていますので、御下賜以降、県が買い上げた所については、入会がありません。それが、富士河口湖町の剣丸尾の研修団地です。恩賜県有財産管理条例は資料として、配付されていますので機会があったら是非読んでいただければと思います。

委員： 先ほど有効利用というお話でしたが、森林で手入れがされていない所で、森林をある程度農地に変えていくとか、先日、日曜日にテレビで、移民政策の話をしていましたが、将来的に日本の食糧事情の問題、農村地域の人口が減っていく中で、海外からの移住者を認めようではないかという動きがあります。愛知県では、土地の団地化をして、ある程度、海外の人にそこを耕してもらい、食料生産しながら自給率を上げることと、山村地域対策ということで具体的に動いているところもあります。

私どもも山村地域に入らせて貰って休耕田をどうするかという問題を考えていますが、山村地域にある休耕田は小規模なので、どなたかが来ていただいても、ご自分の消費分の生産で手一杯では、休耕田の利用にはなるのですが、全体的な食糧事情の向上には、あまりつながらないので、思い切った団地化されたような農地が必要になってくるのではないかと思います。県として将来的な考えはありますか。

林務長： 今のところは考えてはいません。あくまでも農業と林業との線引きという点ではですが。委員が言われるように山梨県の場合も限界集落が増えており、地域の活性化を図るのにどういった形で林業あるいは農業が関係するのかということは、基本的には遊休地、なおかつ里山で、その上に県有林がありますからそこまで来るにはまだまだだと思えます。貴重な意見ということで承ります。

座長： 過去には自作農特別措置法というのがありまして、開墾して県有地だった所や開墾して牧草地であった所とか未墾地を農水省が買い上げまして、農民に再配分したのが、4千～5千haの県有林で、農地解放に似たような形で、八ヶ岳の裾野の良い土地はそのような土地です。過去にはそういう例があります。

技監： 今の話に関連して、山際の農地で問題になっているのは、野生動物の被害で、農地が農地として機能していない、里山が里山として機能していないという大きな問題があります。その中でどうしていくのかという課題の方が、

大きな問題になっていると思います。

委員： 先ほど限界集落という言葉がでましたが、一昨日、総務大臣にお会いしまして、限界集落という流れができていますので、そういう言葉はどうかという点で総務大臣にお願いして、今から検討して言葉を変えましょうという回答をいただきました。

やはりこれから自給自足という部分で、林務と農務とで話し合う必要があるのではないかと思います。

委員： 運営規程の第2条1項で、「・・・会議は座長の承認を得て、県有林課長が招集する。」と書いてあります。以前いただいた協議会の設置要綱を見ると、第6条で「・・・会議は座長が招集する。」と書いてありますが、招集権者は変更されたと理解すべきなのか、整合性のある規程なのかどうなんでしょうか。

総括 補佐： 運営規程に書いてあります「・・・座長の承認を得て、県有林課長が招集する。」という部分ですが、座長さんの承認を得た上で、事務局側が事務を座長さんに代わって代行させていただくという意味合いです。協議会の設置要綱についても内容的は整合していると解釈していただいて構わないと考えております。

委員： 今でも会議の招集権者は座長さんということですか。

総括 補佐： はい。

委員： そうは読めないのですが。

委員： 事務局である県有林課の責任者の課長が、事実上招集するのであって、あくまでも権限は座長にあるとそう考えるべきだと思います。

委員： 設置要綱は、すっきり入ってくるのですが、今日いただいた運営規程の第2条1項を読むと、変更になったのかなとしか読めない。変更にはなっていないということですか。

総括 補佐： 変更にはなっておりません。あくまでも、招集権者は座長さんです。

委員： 座長が招集するということですかっきりさせますか。

委員： 運営規程は、もう施行されてしまっているのですよね。

総括 補佐： この3月24日に施行されております。

委員： 招集すべき事象があったのにしなかった場合、招集権者が課長さん個人としか読めないで、県が直接責任を問われると思いますが、私が勝手にそう思っているということでも結構です。

委員： 協議会の設置主旨からすると、招集権者が行政機関の部署の責任者だと変な感じはします。あくまでも庶務を代行する感じのほうがすっきりします。

座長： 協議会での検討事項が決まったら、座長へ投げかけるわけですね。座長が協議会の招集をする。情報公開の兼ね合いもあって、事務の手続きを行政がやるわけだから、もう一度、私学文書課に確認してみてください。

総括 補佐： 確認いたします。

座長： 他に何か御意見ありますか。無ければ3回にわたって協議してきましたが、2回の協議会で指摘してきた事項について、今回新たに情報公開その他について検討したものを協議したわけですが、これをもって3回の協議会のまとめとしたいと思います。示された案が全て解決できるものではありませんので、先ほど言われた中で良い手法があれば、情報公開の中に織り込めるようお願いしたいと思います。

総括 補佐： 金子座長様、委員の皆様、御熱心な協議お疲れさまでした。最後に事務局から連絡させていただきます。本日の会議録につきましては、取りまとめができ次第、各委員様に確認していただきまして、県のホームページに公開させていただく段取りでございます。これをもちまして、協議会を閉会としたいと思います。